

調整給付金(不足額給付)申請書

文京区長 殿



1 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。 調整給付金の 申請・請求及び受給 を委任します。			本人氏名	署名

2 申請内容

(1) 調整給付金(不足額給付)が生じます。 ※下記の所要額及び支給額を記入してください。

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額 ①	令和6年度分 住民税所得割分の 控除不足額 ②	控除不足額計 ③ (①+②)
	円 +	円	= 円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			令和7年の所要額 ④ (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円
支給額	令和7年の 所要額 ④	調整給付金(当初給付) 支給額(令和6年)	調整給付金(不足額給付) 支給額
	万円 -	万円	= 万円
注) 調整給付金(当初給付)の受給辞退があった 場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

(2) 以下のいずれかに該当します。 ※該当するチェック欄(口)にレを入れ、支給金額を記入してください。

- ☐ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者で、
定額減税及び調整給付金(当初給付)の支給対象とならなかった。
- ☐ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の
規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付)の対象とならなかった。

支給金額 万円 ※原則4万円、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口(レ)にチェック(レ)してください。

- ☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
- ① 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、文京区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の
公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

裏面も必ずご確認ください

3 振込口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

□ ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。

□ ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名				支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				口座名義(カナ) ※「1申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
				本・支店 本・支所 出張所		1普通						
						2当座						
金融機関コード				支店コード								

ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)		口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。		※					

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、コールセンター(03-4446-4769)までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご利用ください。
- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ 『住民票の写し』
- ☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
- ➡ これら3つの書類は、令和6年に文京区へ転入された方のみご利用ください。
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「3振込口座」で②をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名